

■市第33号議案 平成25年度横浜市一般会計補正予算(第1号)
こども青少年局関係部分

平成25年5月27日
市第33号議案関連資料
こども青少年局

<単位:千円>

目名	事業名	補正額	国支出金	県支出金	負担金 その他	市債	一般財源
6款2項3目 幼児教育費	私立幼稚園就園奨励補助事業	23,398	84,727	0	0	0	△ 61,329

◇国の補助単価の増額に伴い、助成額を一部引き上げる。
・国の補助単価と市の助成額が同額となっているA区分からC区分については、国の単価増に連動して市の助成額を増額。
・国の補助単価に本市独自に上乗せして助成しているD、E区分については、市の助成額を据え置き、国の補助単価の増額分を市の上乗せ額と相殺。
・市が単独で助成しているF区分については、引き続き同額を維持。

(別表) 例: 兄弟のいない1人目の場合(1人当たり年額)

(単位:円)

区 分	構成比 (%)	助成額	補正前		助成額	補正後		助成額	差引	
			国補助単価 (※1)	市上乗せ額		国補助単価 (※1)	市上乗せ額		国補助単価 (※1)	市上乗せ額
A 生活保護世帯	0.05	226,200	226,200	0	229,200	229,200	0	3,000	3,000	0
B 市民税非課税世帯	4.19	196,200	196,200	0	199,200	199,200	0	3,000	3,000	0
C 市民税所得割非課税世帯	0.46	196,200	196,200	0	199,200	199,200	0	3,000	3,000	0
D 市民税所得割 77,100円 以下の世帯	5.95	132,200	112,200	20,000	132,200	115,200	17,000	0	3,000	▲ 3,000 ※2
E 市民税所得割 211,200円 以下の世帯	44.76	107,200	49,800	57,400	107,200	62,200	45,000	0	12,400	▲ 12,400 ※2
F 市民税所得割 211,200円 を超える世帯	44.59	48,000	0	48,000	48,000	0	48,000	0	0	0

※1 国補助単価の3分の2を本市が負担する
※2 今回の国補助単価引き上げに伴い、市上乗せ額は減額

目名	事業名	補正額	国支出金	県支出金	負担金 その他	市債	一般財源
6款2項2目 保育所運営費	保育士等処遇改善 臨時特例事業	1,140,009	0	866,898	0	0	273,111

◇新規事業
国の24年度経済対策補正で創設された「保育士等処遇改善臨時特例事業」に基づき、県の「安心こども基金」に上乗せされた財源を活用して、保育士の処遇改善に取り組む民間保育所に対し助成を行い、保育士の確保と質の向上を進める。

国が機械的にモデル計算した場合の改善月額、保育士1人あたり約8千円。
この試算には、保育の質の確保のために市が国基準以上に上乗せして配置している保育士等は含まれておらず、保育所に勤務する職員が多いほど、一人あたりの改善額が低くなる。
今回、一般財源を活用することで、上乗せして配置している保育士等についても、月額約8千円の賃金改善を実現。

※国制度の概要

[概要]

・保育士の処遇改善のため、保育所運営費の「民間施設給与等改善費」とは別に、上乗せ額「保育士等処遇改善臨時特例事業」として交付。
・交付対象は私立保育所(私立認定こども園の保育所部分含む)。

[交付]

・各保育所が、実際に賃金改善を行う職員の範囲や方法を決定した「処遇改善計画」を作成。
・賃金改善以外の費用に充当する事は認めない。
・保育所の申請に基づき交付。保育所に対し、実績報告も求める。

合 計		1,163,407	84,727	866,898	0	0	211,782
-----	--	-----------	--------	---------	---	---	---------